

厚生労働省
東京労働局発表
平成 23 年 12 月 5 日

担 当	東京労働局労働基準部
	監督課長 湯川 渉
	監察監督官 本間 裕之
	電話 03(3512)1612(内線 6410)

荷主団体に対し発注時の配慮について協力要請

11月29日、関東運輸局東京運輸支局長及び東京労働局労働基準部長の連名により、別添「貨物自動車運送事業における安全運行の確保、過労運転防止及び荷役作業の安全確保のための協力要請について」のとおり、貨物自動車運送業務の関係荷主 400 団体に対し、貨物自動車運送業務の発注における条件面への十分な配慮等について協力要請を行った。

- 1 東京労働局管下 18 労働基準監督署（支署）において、平成 22 年に実施した貨物自動車運送事業者に対する監督の結果、労働基準法等に関する違反率は 85.7%（前年比 1 ポイント減）で、このうち労働時間に関する違反率は 51.2%（前年比 5 ポイント減）、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（厚生労働大臣告示。以下「改善基準」という。）に関する違反率は 44.0%（前年比 3 ポイント減）であり、依然として、労働時間、拘束時間等に関して高い違反率となっている。
また、貨物自動車運送事業者の交通事故による労働災害の背景には、恒常的な長時間労働による過労運転が認められるところでもあり、貨物自動車運転者が法定労働時間及び改善基準に定める拘束時間等の範囲内で労働することができる環境を整備する必要があるが、そのためには、貨物自動車運送事業者により適正な労働時間管理が行われることはもとより、適切な運行計画を可能とするための荷主による発注条件等への配慮が重要である。
- 2 さらに、貨物自動車運送事業における労働災害は、全産業の 1 割強を占め、その 7 割は荷役作業時に発生し、またこのうち 3 割強は「墜落・転落」となっているが、その多くは、荷主、配送先、元請事業者等の事業場構内で発生しているものであり、貨物自動車運送事業者の労働災害防止対策を推進する上でも、荷主による積極的な関与等の配慮が重要であることから、前記要請を実施したものである。
- 3 東京労働局では、今後とも、法令又は改善基準違反が懸念される事業場、長時間労働が原因と考えられる交通労働災害を発生させた事業場に対して監督を実施し、重大又は悪質な事案に対しては司法処分を行うなど、厳正な対応を図るとともに、関係機関と連携して、貨物自動車運送事業者における安全運行の確保及び過労運転・過重労働防止等労働条件の改善に努めることとしている。